

滋賀県立膳所高等学校教育振興会規約

(名称)

第1条 本会は滋賀県立膳所高等学校教育振興会と称し、事務局を膳所高等学校(以下、本校という。)内に置く。

(目的)

第2条 本会は本校における教育振興と、生徒の福祉厚生の上をを図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達するため次の事業を行う。

- 一 教育環境整備に関する事業
- 二 生徒の福祉厚生向上に資する事業
- 三 教育の研究調査並びに班活動への援助に関する事業
- 四 その他必要と認める事業

(会員)

第4条 本会を構成する会員は、本校在学生徒の保護者、本会の運営に携わる教職員並びに本会の趣旨に賛同する者で会長が認めた者からなる。

(役員および会計監査人)

第5条 本会を運営するため次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 幹事 若干名
- 四 書記 1名
- 五 学年役員 各学年原則として生徒入学時のクラス数に2を乗じた数を定員とする
- 六 参与 1名
- 七 事務局長 1名

2 本会に会計監査人を置く。会計監査人は2名とする。

(選任)

第6条 本会の役員は次のとおり選任する。

- 一 会長は滋賀県立膳所高等学校父母教師の会(以下、PTAという。)の現会長が任にあたる。
- 二 副会長は現PTA副会長が任にあたる。
- 三 幹事は現PTA幹事が任にあたる。
- 四 書記は現PTA書記が任にあたる。
- 五 会計監査人は現PTA会計監査人が任にあたる。

六 学年役員は現 PTA 学年役員が任にあたる。

七 参与は現学校長が任にあたる。

(事務局)

第7条 本会の会計および庶務を行う事務局を置き、現 PTA 事務局が兼ねる。
事務局長は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(任期)

第8条 本会役員および会計監査人の任期は、PTA における任期と同一とする。

(会議)

第9条 本会に執行部会および役員会を置き、必要に応じて会長が招集する。
一 執行部会は、会長、副会長、幹事、書記で構成する。
二 役員会は、全役員をもって構成する。

(執行部会)

第10条 執行部会は、役員会決議事項の立案および本会経費支出の承認を行う。

(役員会)

第11条 役員会は、規約の改廃、予算・決算の承認、その他の重要事項の承認を行う。

(議決)

第12条 本会会議は半数以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって決する。

(会計)

第13条 本会の会計は「一般会計」と「積立金会計」からなる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第15条 本会の経費は本会の本校在学生徒保護者による会費および寄付をもって充てる。

(会費)

第16条 本会の会費の扱いは次のとおりとする。
一 会費は、在学生徒一人につき年 14,400 円とする。
二 生徒の休学、留学、退学などにより、会費を返還する場合は月割りをもって精算する

(報告)

第17条 本会の事業および予算・決算については、PTA 総会においてその内容を報告する。

付則

本規約は平成24年4月14日より施行する。

平成25年4月20日、一部を改正する。

第16条に定める会費の金額を「9,000円」から「15,600円」に変更する。

平成26年4月19日、一部を改正する。

第16条に定める会費の金額を「13,200円」に変更する。

平成27年4月18日、一部を改正する。

平成28年4月16日、一部を改正する。

第16条に定める会費の金額を、平成29年度会費より「15,600円」に変更する。

平成28年9月3日、一部を改正する。

令和2年4月25日、一部を改正する。

第16条に定める会費の金額を、令和3年度会費より「10,800円」に変更する。令和2年度会費については「12,000円」とする。

令和4年4月16日、一部を改正する。

第16条に定める会費の金額を、令和5年度会費より「14,400円」に変更する。